

事業創造大学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(2)

2021年6月30日

危機対策本部

7月4日以降は第2段階を適用します。一層の感染拡大防止のための取り組みをお願いいたします。

本学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、本行動指針に沿って対応を行うことを原則とします。但し、今後の状況変化などに応じて例外措置・対応もあり得るため、危機対策本部からの指示に従って行動するように徹底願います。

段階	目安	教育・研究活動	授業（講義・演習）	学内会議	事務体制	学生の入館・図書館利用	イベント、学生の課外活動	国内移動	海外渡航
0	通常	新潟県内の新規感染者が生じないか散発的に少数生じる状態	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	新しい生活様式の順守	制限はない	制限はない
1	一部制限	新潟県の人口10万人当たり直近1週間の新規感染者数が概ね2.5未満	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができる ※学生との面談は可能	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を行うことができるが、可能な部分はオンライン授業を推奨する	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行うが、オンライン会議を推奨する	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務体制とする	感染拡大に最大限の配慮をして入館、図書館の利用が可能 必要な事務手続きのみを行う 図書館の長時間利用を控える 三つの密の環境を作らない Social Distancingを念頭に入れて行動・利用する。 授業以外は入館記録を記入	一定規模以上の参加者が予定される各種イベントの主催・参加、懇親会等各種課外活動の開催・参加の自粛	一部地域への移動自粛 渡航の自粛
2	制限一小	新潟県の人口10万人当たり直近1週間の新規感染者数が概ね2.5以上	研究活動は続行できるが、感染拡大に最大限の配慮をする ※学生との面談を控える オンラインでの指導・面談を行う	原則オンライン授業 演習科目について対面での実施を学長、研究科長の許可と担当教員による最大限の配慮を前提に認めることがある。 ※教員が大学から授業を配信することは可	対面会議は必要最低限とし、原則としてオンライン会議とする	感染拡大に最大限の配慮をする とともに、事務局を分散体制とする	入館を控える 緊急もしくは必要不可欠な事務手続きを行うことができる 図書館の利用は短時間での一時使用に限る 入館記録を記入する 図書館については、学期末という時期的なことも勘案し、感染症防止を徹底し、問題が生じた時点で中止することも視野に入れつつ1日につき3時間までの自習を7月5日（月）より認める（第1段階相当）	延期・中止勧告 (各種イベントの主催・参加、懇親会等各種課外活動の開催・参加)	特定地域への移動自粛 渡航の中止・延期を勧告
3	制限一中	以下のいずれか1つに該当する場合 ①新潟県の人口10万人当たり直近1週間の新規感染者数が概ね10人以上 ②新潟県もしくは新潟市により、店舗等の時短要請がなされるなど地方行政による行動規制が行われたとき ③新潟県が「特別警報」を発したとき	現在進行中の研究活動等を継続するために必要最小限の教員のみ立ち入りを許可する。 教員は学内での滞在時間を減らし、極力、自宅作業とする。 ※学生との面談禁止（学生は入館禁止） オンラインでの指導・面談を行う	オンライン授業のみ ※教員が大学から授業を配信することは可	原則としてオンライン会議のみ	感染拡大に最大限の配慮をする とともに、事務局分散体制とする。 職員の時差出勤と業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨する。 出勤者同士の接触を避ける。	原則として入館禁止 緊急対応が必要な場合は許可を得る 入館記録を記入する	全面禁止 (各種イベントの主催・参加、懇親会等各種課外活動の開催・参加)	特定地域への移動禁止 県をまたぐ移動の自粛 渡航禁止
4	制限一大	以下のいずれか1つに該当する場合 ①新潟県もしくは新潟市がまん延防止等重点措置の対象または緊急事態宣言の対象地域に指定されたときまたはそれに準じる状況が生じたとき ②構内を利用した教職員、学生に感染者が複数名生じ、クラスターの発生が疑われるとき	原則として入館禁止 学長が認めた教員のみ、許可を得た時間内に限り、活動を許可する	オンライン授業のみ ※学長が特別に認めた教員または授業のみ、大学から授業を配信することが可	オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくする。それ以外は在宅勤務とする。 出勤者同士の接触を避ける。	入館禁止	全面禁止 (各種イベントの主催・参加、懇親会等各種課外活動の開催・参加)	国内移動の全面禁止 外出自粛 渡航禁止
5	原則停止	以下のいずれか1つに該当する場合 ①全国規模の宣言が行われたとき ②構内を利用した教職員、学生においてクラスターが発生したとき	入館禁止	オンライン授業のみ 授業を行うことができない場合は休講措置をとる（補講ができない場合については最悪コロナ禍の特例措置を適用し授業回数の減少を認める場合がある） ※教員が大学構内からオンライン授業を行うことは禁止	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならない 緊急な業務以外は、原則在宅勤務とする。建物への立入には許可を必要とする。	入館禁止	全面禁止 (各種イベントの主催・参加、懇親会等各種課外活動の開催・参加)	国内移動の全面禁止 外出自粛 渡航禁止

※研究所の活動は、研究に関する内容は、「教育・研究活動」の区分に準じて、「塾」の運営や学生・修生への指導、セミナー、講演会、研究会等の活動は「授業（講義・演習）」の区分に準じて行動するものとします。

※この行動指針は今後の状況に応じて変更することがあります。